

指定管理者の募集について

1 指定予定期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで（5年）

※ ただし、令和10年6月30日までの期間において、市が施設を安定的かつ効率的に管理したものと認めた場合は、指定予定期間終了後の指定管理者は、非公募により募集することがある。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 温泉施設の運営に関する事（温泉施設の利用の許可及び利用の制限等に関する事を含む。）。
- (2) 温泉施設の施設、設備及び物品の維持及び保全に関する事。
- (3) 温泉施設の清掃その他環境整備に関する事。
- (4) その他市長が特に認める事。

3 管理運営の基準

(1) 休館日

毎月第3木曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

なお、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(2) 利用時間

開始時間については午前10時とし、終了時間については午後9時から午後11時までの間で応募者が提案する。

ただし、温泉スタンドの利用時間は、午前10時から午後6時（12月1日から翌年2月末日までの間は午後5時）までとする。

なお、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(3) 利用の許可等

指定管理者は、武蔵村山市立温泉施設設置条例施行規則（平成14年武蔵村山市規則第27号。以下「設置条例施行規則」という。）で定めるところにより、温泉施設の利用の許可又は不許可及び利用の取消し等を行う。

(4) 職員の配置基準

指定管理者は、業務の履行と責任体制を確保するため、常勤の施設長を1名配置する。なお、利用時間中は、管理運営業務の責任者を常時1名配置するものとする。

また、スパ（プール）ゾーンの監視業務に携わる者は、日本赤十字社又は東京消防庁等が実施する救命技能講習等を受講した者とする。

レストラン運営業務、水質管理・衛生管理業務、調理及びホール管理業務などに関しては、運営能力及び運営実績を有している者を配置することとする。

(5) 個人情報保護及び情報公開における指定管理者の責務

(6) 関係法令等の遵守

4 管理運営に要する経費

指定管理者は、温泉施設の管理運営に必要な経費を利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。

5 公募及び申請

公募の日程

内 容	日 時
募集要項の公表及び配布	令和4年 9月 5日 (月)～同月15日 (木)
現場説明会の開催	令和4年 9月15日 (木)
質問書の受付	令和4年 9月16日 (金)～同月22日 (木)
質問書への回答	令和4年 9月30日 (金)
申請の受付	令和4年10月 5日 (水)～同月14日 (金)
第1次審査 (書類審査)	令和4年10月中旬 (予定)
第2次審査 (プレゼンテーション)	令和4年10月下旬 (予定)
選定結果の通知及び公表	令和4年11月上旬 (予定)
市議会による指定議決	令和4年12月 (予定)
指定管理者の指定	令和4年12月 (予定)
協定の締結	令和5年 2月

6 指定管理者候補者の選定

選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、外部の有識者を含む武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、通則条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、最も評点が高い団体を指定管理者候補者に選定する。

(1) 第1次審査 (書類審査)

提出された申請書類により、全ての申請団体について審査を行い、原則として複数の団体を選定する。

審査結果については、全ての申請団体に通知する（令和4年10月上旬を予定）。

(2) 第2次審査 (プレゼンテーション)

第1次審査通過団体について、提出された事業計画書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行い、指定管理者候補者を1団体選定する（詳細は、第1次審査通過団体に対し、後日連絡する。）。

(3) 選定結果の通知等

選定委員会の選定結果に基づき、市長は指定管理者候補者を決定する。

選定結果については、全ての申請団体に通知するとともに、指定管理者候補者の名称を公表する。

選定基準

- (1) 適正な管理運営が確保されるものであること。 (20点)
- (2) 温泉の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (30点)
- (3) 適切な収支計画に基づいた管理運営を行うものであること。 (25点)
- (4) 管理運営を安定して行う能力を有するものであること。 (20点)
- (5) 施設運営に対する熱意があり、地域振興に積極的な役割を果たすものであること。 (15点)